

(受講予定者記入欄)

(資格取得等、描くキャリア形成像)

私は、_____のため、

(専門実践教育訓練の対象講座を実施する教育訓練施設名)

_____が実施す

る、

(受講する予定の専門実践教育訓練の講座名及び教室名)

(昼間・夜間・通信制)を、

(受講開始予定年月)

_____年 _____月から受講する予定です。これについて事業主の承認をお願いします。

平成 _____年 _____月 _____日 _____氏名 _____印

(事業主記入欄)

(事業所で経験したことがある職務又は今後経験が予想される職務)

受講予定者は_____であり、

受講予定者が予定している教育訓練の受講は今後の中長期的なキャリア形成において、

(有益である ・ 益が見込まれない) ことから、

受講予定者から承認の求めがあった専門実践教育訓練の受講は、

これを (承認する ・ 承認しない)。

平成 _____年 _____月 _____日 _____所在地
_____事業所名
_____代表者名
_____電話番号 _____印

(事業主の方へ)

受講者に対して、教育訓練の受講に伴い支給される手当等がありますか？

(ある ・ ない ・ まだわからない)

(ある場合は手当等の名称を記載してください_____)

今後、受講者から教育訓練給付金の支給申請があった場合、この講座の受講にかかった**教育訓練経費**について教育訓練給付金が支払われることがあります。

教育訓練経費は受講者本人が負担した額をいい、事業主等が受講者に対して対象教育訓練の受講に伴い手当等を支給する場合、当該手当等のうち明らかに入学料又は受講料以外に充てられる額を除き、教育訓練経費から差し引いて教育訓練給付金が支給申請されます。

このため、公共職業安定所から事業主等から支給される手当等について確認をお願いする場合には、御協力をよろしくお願いいたします。

（専門実践教育訓練を受講しようとする方と、雇用する事業主の方へ）

○教育訓練給付制度とは…

教育訓練給付制度とは、働く人の主体的な能力開発の取組を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。

一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者（在職者）又は一般被保険者であった方（離職者）が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を修了の見込みをもって受講した場合又は修了した場合、受講者自らが教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定割合に相当する額（上限あり）を公共職業安定所から受講者に支給します。

○専門実践教育訓練とは…

厚生労働大臣が指定する教育訓練のうち、中長期的なキャリア形成に資する専門的かつ実践的な教育訓練として厚生労働大臣が指定する教育訓練のことを指します。

○この証明書は…

専門実践教育訓練に係る教育訓練給付の支給を受けようとする者は、当該専門実践教育訓練を開始する日の1か月前までに、当該専門実践教育訓練受講予定者の就業に関する目標その他職業能力の開発及び向上に関する事項について、キャリア・コンサルティングを踏まえて記載した書面等を公共職業安定所に提出しなければなりません。

雇用労働者の方の場合、キャリア・コンサルティングを踏まえて記載した書面に代えて、事業主が専門実践教育訓練を受講することを承認しその旨を証明する書面を提出することができます。

（事業主の方へ）

○証明のお願い

雇用する労働者の方が主体的な能力開発のために専門実践教育訓練を受講することを、承認いただける場合、証明書への証明を御協力頂きますようお願いいたします。

また、この証明書についてなど、専門実践教育訓練受講に関係して公共職業安定所から事業主の方あてにお問い合わせをさせて頂く場合には、御協力をお願いいたします。

教育訓練給付制度について詳しくは、最寄りの公共職業安定所へお問い合わせください。